

区分	ご質問	回答案
01事業概要-01	陽性者登録センターとは何ですか。	<p>新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、これまで以上に多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要する可能性があります。</p> <p>このため、感染者を迅速に健康観察等に繋げることができるよう、「自ら実施した医療用抗原検査キットによる検査の結果」又は「東京都PCR等検査無料化事業の登録を受けた機関」等で検査された結果が陽性であった方、かつ、重症化リスクの低い方を対象に、本人からの申請情報をもとに医師が診断を行う陽性者登録センターを設置しています。</p>
01事業概要-02	利用するにはどのようなすればよいですか。	<p>専用のWEB申込フォームから申請してください。必要な情報（氏名・住所・メールアドレス・検査キットの判定結果、体調等）を入力していただきます。医師による診断後センターから申請者に対しメールで診断結果及び療養期間中の注意事項等について通知します。</p>
01事業概要-03	どのような入力項目がありますか。	<p>主な入力内容は以下のとおりです。入力に要する時間は10～15分程度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、メールアドレス、性別、年齢、住所、連絡先電話番号 ・ 現在の症状 ・ ワクチンの接種回数 ・ 基礎疾患、妊娠の可能性の有無 ・ 本人確認書類の写真データ ・ 陽性判定となった医療用抗原検査キットの写真データ 等
01事業概要-04	陽性の確定診断を受けた場合は、どのようにすればよいのでしょうか。	<p>東京都では、新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち、50歳未満又は重症化のリスクの少ない軽症・無症状の方には、御自身で健康観察をお願いしています。「自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）」では、自宅療養者ご本人が、体調変化に気づいた際の相談や療養中の困りごとなどに対応しています。</p> <p>なお、体調が急変することもあるので、症状（酸素飽和度の低下、発熱、咳、痰、倦怠感など）が悪化した場合、すぐにかかりつけ医等や保健所、自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）に連絡してください。また、「救急車の要請が必要な症状の目安」に該当した場合は、速やかに119番に連絡してください。</p> <p>東京都HP「自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）のご案内」 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/uchisapo_tokyo.html 都HP「自宅療養中の注意事項・相談窓口など」（救急車の要請が必要な症状の目安） https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/zitakuryouyou.html</p>
01事業概要-05	センターを利用せず、これまでどおり医療機関の受診により検査判定を受けることも可能ですか。	<p>現在の仕組みとしては、これまでどおり検査を実施している医療機関にて検査を受けることも可能です。</p>

区分	ご質問	回答案
01事業概要-06	1日の申請受付件数の上限があるのか。	当面、3,000件程度とさせていただきます。申込が3,000件に達した時点でその日の分の受付を終了させていただきますので、予めご了承ください。
02対象者-01	誰が利用することができるのですか。	<p>以下の要件を全て満たす方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内在住の方（長期滞在者を含む） ・ 20歳から39歳までの方（令和4年8月9日時点） ・ 「自ら実施した医療用抗原検査キット（※1）による検査の結果」又は「東京都PCR等検査無料化事業の登録を受けた機関（※2）」等で検査された結果が陽性であった方 <p>※1 対外診断用医薬品として国に承認されたものに限り、検査キットの承認情報は厚生労働省のHPで確認することができます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html</p> <p>※2 東京都PCR等検査無料化事業の登録を受けた機関は、東京都ホームページ「新型コロナウイルスPCR等検査無料化のご案内」で御確認いただけます。https://tokyo-kensasuishin.jp/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎疾患及び肥満（BMI 30以上）のない方 ・ 妊娠されている可能性が無い方 ・ 申請時、症状が安定しており、医療機関の受診は不要とご自身で判断できる方 ・ 市販薬等を活用して自宅療養が可能な方 ・ 問合せ等について、メールでの連絡が可能な方
02対象者-02	勤務地は都内で、他県の居住者ですが申請はできますか。	都内在住（長期滞在者を含む）でない方は申請することはできません。

区分	ご質問	回答案
02対象者-03	基礎疾患とは、具体的にどのような疾患が該当しますか。	<p>以下の症状により、通院している方が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
02対象者-04	申請できる対象の症状はどのような場合ですか。	症状はあるが軽く、安定しており、医療機関の受診は不要とご自身で判断できる方を想定しております。
02対象者-05	陽性者登録センターを利用するにあたり、年齢制限はありますか。	陽性者登録センターの申請は、現在、重傷者リスクの低い20歳から39歳までの方としています。
02対象者-06	現在、転勤（在学）により都内に在住しているが、住所変更はしておらず、住民登録は他県のままですが、陽性者登録センターに登録できますか。	住民登録がされていない場合でも、都内に長期滞在されている方は申請することができます。その場合、申請フォームには都内の居住地の住所を入力してください。
03検査キット-01	自身で検査を行ったが、検査キットの現物を紛失した場合は、申請することはできますか。	<p>陽性者登録センターへの申請にあたっては、WEB申込フォームへの入力時において検査キットを撮影していただく必要がありますので、検査キットがお手元にはない場合は申請ができません。</p> <p>確定診断をご希望の場合、又は療養証明書が必要な場合などは、医療用検査キットを再度ご購入いただいたうえで申請いただくか、医療機関で検査を受けてください。</p>

区分	ご質問	回答案
03検査キット-02	国（厚生労働省）の申請を受けていない検査キットで陽性となりましたが、申請は可能ですか。	陽性者登録センターの対象となる、医療用抗原検査キット※1（「体外診断用医薬品」と表示）は、国の承認を受けたもののみです。なお、「研究用」と表示されている検査キットは承認されたものではありません。 ※1 新型コロナウイルス診断薬として承認された検査キットであることが必要です。 検査キットの承認情報は厚生労働省のHPで確認することができます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html
03検査キット-03	検査キットの画像が不明瞭（目視では明確に陽性と判断できない）である場合であっても申請できますか。	陽性者登録センターへの申請は、写真により「陽性」と判断できる場合のみとなりますので、鮮明な画像をお送りください。
04本人確認-01	申請には本人確認用の身分証明書類の提示が必須ですか。	本人確認用の書類が確認できない場合は、申請ができません。 本人確認書類に該当する主なものは以下のとおりです。 【主な本人確認書類】 ・運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ） ・健康保険証、年金手帳、年金証明書(被保険者記号番号、基礎年金番号等のマスキングが必要です) ・パスポート、在留カード、特別永住証明書、運転経歴証明書 等
04本人確認-02	本人確認書類として健康保険被保険者証（年金手帳、年金証書）を添付しますが、マスキングは必要ですか。	本人確認書類として健康保険証（年金手帳、年金証書）をご提示いただく場合は、「被保険者記号」「被保険者番号」「基礎年金番号」等の情報はプライバシー保護の観点に関わるものですので、付箋、マスキングテープ、紙片等を使用し、ご自身でマスキングを行っていただきますようお願いいたします。 なお、画像編集アプリやソフトの機能による隠しての撮影は無効となりますのでご留意願います。
05申込フォーム-01	陽性者登録センターに申請しましたが、登録完了しているか確認したい。	陽性が確定した場合は、陽性の確定及び療養期間中の注意事項、うちさば東京の案内等をメール又はSMSにてお知らせします。なお、陽性が確定しない場合もメールにてお知らせします。
05申込フォーム-02	申請完了し送信後に記入の誤りに気付いた場合、もう一度申請してもよいですか。	重複して申請を行うと、システムのエラー発生や判定に遅れがでるなどの支障をきたす場合がございますので、原則として同一人物について複数回の申請はしないでください。 記入の誤りの内容によっては、修正のお申し出を有効とする場合もございますので、問合せフォームにより修正内容をご連絡ください。
05申込フォーム-03	同じ回答を誤って複数回送信してしまったが、申請は可能ですか。	1回目の回答を有効なものとして取り扱う仕組みとなっておりますので、申請は無効にはなりません。

区分	ご質問	回答案
05申込フォーム-04	申請したが、受付確認の返信メールが届きません。	<p>申請を受理した後に順次、受付完了メールをお送りしております。</p> <p>下記のような設定をされている方は、当センターからのメールを受信できない場合がございます。申請する前に、あらかじめご自身のスマートフォンのメール設定のご確認をお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●URL付きメール規制の設定がされていないこと ●パソコンからのメール規制が設定されていないこと ●なりすまし規制の設定がされていないこと
06結果通知-01	必要事項を全て入力したうえで申請したが、結果通知のメールが届きません。	<p>受付完了のメールが届いた日の翌日の15時までに、何も連絡が来ない場合は、問合せフォームよりお問い合わせください。</p> <p>なお、申請時の入力不備に関するメールが届いている場合は、何らかの入力不備により申請手続きが正しく行われていない状態となっておりますので、お手数ですがメールの指示に従って手続きを行っていただきますようお願いいたします。</p>
06結果通知-02	結果通知以外のメールが届きました。	<p>結果通知以外のメールが届いたときは、以下のケースが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時に入力していただいた項目に不備がある場合 ・本人確認書類の画像が不鮮明で、本人確認ができない場合 ・入力していただいた本人情報と、本人確認書類の画像の内容が一致しない場合 ・検査キットの画像が不鮮明で、判定結果の確認ができない場合等 <p>申請内容に不備があった場合は、判定を行うことができなかった旨を記載したメールが送信されますので、メールの指示にしたがってお手続きを進めて下さい。</p>
07その他-01	陽性者登録センターから陽性判定の連絡があった場合、療養証明書は発行してもらえますか。	<p>陽性者登録センターでは、療養証明書の発行は行いません。</p> <p>療養証明書が必要な方は、都HP「療養証明書が必要な方へ」をご参照ください。</p> <p>https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/ryouyousyoumeisyo.html</p>
07その他-02	陽性者登録センターは薬の処方ができるのでしょうか。	<p>陽性者登録センターでは、薬の処方などは行いません。市販薬等を活用して自宅療養が可能な方が、当センターの利用ができる方の要件となっております。</p> <p>なお、当センターにて陽性が確定した後に、体調に不安を感じた場合は、自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）にご相談ください。（症状等に応じ、「うちさぼ東京」を通じて医療相談や健康観察、オンライン診療などのサポートを受けることが可能となっております。）</p> <p>「うちさぼ東京」については下記のリンクをご参照ください。</p> <p>https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/uchisapo_tokyo.html</p>

区分	ご質問	回答案
07その他-03	陽性者登録センターに申請したが、センターからの結果通知のメールが来るまでに体調が悪くなりました。	<p>症状（酸素飽和度の低下、発熱、咳、痰、倦怠感など）が悪化した場合、すぐにかかりつけ医や診療・検査医療機関に連絡してください。</p> <p>① かかりつけ医にご相談ください。</p> <p>② 診療・検査医療機関（※）にご相談ください。</p> <p>※ 医療機関を受診の際は、必ず陽性者登録センターに申請中であることをお伝えください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の東京都のホームページで診療・検査医療機関を探すことができます。 <p>「診療・検査医療機関の一覧」</p> <p>https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱相談センターでも、診療・検査医療機関をご案内しています。 <p>「東京都発熱相談センター」…症状相談、医療機関案内 電話：03-6258-5780、03-5320-4592（24時間・毎日）</p> <p>「東京都発熱相談センター 医療機関案内専用ダイヤル」…医療機関案内 電話：03-6630-3710、03-6636-8900、03-6732-8864（24時間・毎日）</p> <p>また、「救急車の要請が必要な症状の目安」に該当した場合は、速やかに119番に連絡してください。</p> <p>なお、「救急車の要請が必要な症状の目安」など自宅療養中の注意事項などは、都HP「自宅療養中の注意事項・相談窓口など」をご参照ください。https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona_portal/shien/zitakuryouyou.html</p>
07その他-04	個人情報を使用することはありますか。	<p>東京都が保有する個人情報は原則として以下に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご登録者本人から予め同意をいただいている場合 ・ご登録者本人又は他の第三者の生命、身体、又は財産の保護のため、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため必要であって、ご登録者本人の同意をとるのが困難である場合 ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき ・法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合 <p>登録された個人情報については、以下の目的のために利用し、ご登録者本人の同意なくこれ以外の目的に利用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性者登録センターで利用者に提供するサービスの運営のため
07その他-05	陽性者登録センターに申請し、陽性判定の結果通知のメールが届いたが、その後検査キットで再度検査したら陰性の判定が出たので、陽性者登録センターの申請を取り消したい。	<p>陽性者登録センターの医師が確認した陽性診断は、取り消しできません。</p> <p>※ 医師は、臨床的特徴を有する者について、新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならないとされているため、陽性診断の取り消しや発生届の取り下げは行いません。</p>